証券コード8600
平成27年６月５日

株　主　各　位

香川県高松市亀井町７番地１
トモニホールディングス株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　遠　山　誠　司

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　香川県高松市木太町2191番地１
高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報 告 事 項
１．第５期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第５期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.tomony-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第５期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①　企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」という。）を含む連結子会社９社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

②　金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動はあったものの、政府の経済対策や日本銀行の金融政策等による円安・株高の進行を背景として、大企業を中心に賃上げムードが高まるなど、景気は概ね回復基調で推移いたしました。その一方で、原油価格の大幅下落を受けたロシア等の資源国の財政悪化懸念や、欧州・中国の景気減速懸念など、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

金融機関を取り巻く経営環境は、大企業を中心に設備投資等の資金需要は回復傾向にありましたが、低金利の継続、銀行間競争の激化など、資金運用面は依然として厳しい状況で推移いたしました。また、地域金融機関においては、地域の人口や事業者数の減少に伴う地域経済の縮小が予想される中で、地域経済の持続的な発展や地域の活性化に向けて、地方創生への取組みが強く求められております。

当社グループの経営基盤であります徳島県及び香川県経済につきましては、雇用情勢や個人消費等に持ち直しの動きが堅調となるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

③　企業集団の事業の経過及び成果

このような環境のもと、当社は、銀行子会社である徳島銀行及び香川銀行（以下、２行を総称して「両行」という。）とともにトモニホールディングスグループとして、経営統合により、より強固な経営基盤と幅広いネットワークを実現し、お客さま第一主義の経営思想をさらに高め、地域のお客さまとともに成長する金融グループを形成することを目指し、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

当連結会計年度においては、両行において共同施策として、共同キャンペーンの実施、共同セミナー・商談会の開催のほか、共同で「相続定期預金」の取扱いを開始する等、お客さま向けに数々の施策を実施いたしました。また、平成26年４月より本部監査部門を当社に集約する等、統合効果の発揮に向けた諸施策等を積極的に実行いたしました。

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、貸出金利息が減少したこと等により、前連結会計年度比725百万円減少して64,634百万円となりました。連結経常費用は、与信関連費用が減少したこと等により、同490百万円減少して50,430百万円となりました。その結果、連結経常利益は同236百万円減少して14,203百万円となり、連結当期純利益は同483百万円増加して8,332百万円となりました。

また、当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比1,467億円増加して２兆9,738億円、譲渡性預金を含む預金等残高は同983億円増加して２兆7,020億円、貸出金は同492億円増加して１兆9,153億円、有価証券は同409億円増加して7,808億円となりました。

なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。

【徳島銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	増減
損益	経常収益	275	278	3
	コア業務粗利益	225	219	△6
	コア業務純益	91	84	△7
	経常利益	56	49	△7
	当期純利益	33	28	△5
主要勘定残高(末残)	総資産	14,057	14,480	423
	預金等(譲渡性預金を含む)	13,030	13,458	428
	総預り資産	14,395	14,799	404
	貸出金	8,948	8,969	21
	有価証券	3,793	4,289	496

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	増減
損益	経常収益	298	296	△2
	コア業務粗利益	244	239	△5
	コア業務純益	93	88	△5
	経常利益	78	79	1
	当期純利益	41	44	3
主要勘定残高(末残)	総資産	14,222	15,268	1,046
	預金等(譲渡性預金を含む)	13,054	13,613	559
	総預り資産	14,651	15,195	544
	貸出金	9,793	10,265	472
	有価証券	3,588	3,499	△89

④　企業集団の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、市場金利の低下の他金融機関との競合等により資金運用利回りが低下するなど収益環境が厳しさを増しており、営業基盤とする地域においても将来的に人口や事業者数の減少に伴う地域経済の縮小が見込まれております。そのような環境下において、地域金融機関は、高度化する顧客ニーズへの対応、地域に密着した活動の継続、地方創生に向けた金融機能の発揮等が求められております。

こうした環境変化を先取りし、経営課題にいち早く対応するため、５年前の平成22年４月に設立した銀行持株会社である当社の下、徳島銀行と香川銀行は経営統合を行い、四国をはじめ岡山・大阪・兵庫にネットワークを有する広域金融グループとして、これまでに一定の統合効果を実現してまいりました。

こうした統合効果の実現を踏まえ、大阪地区を成長エリアと位置づけている当社は、平成27年４月に徳島銀行及び香川銀行と同一の基幹システムを導入した大阪府を主要営業基盤とする株式会社大正銀行と、将来の持続的成長に向けた経営基盤・事業基盤拡充に向けて、更に進化した広域金融グループを形成するために経営統合に向けた協議・検討を進めていくことについて合意いたしました。今後は、平成28年４月の経営統合に向けて、着実に協議を進めてまいります。

また、当社は、平成27年６月開催予定の第５期定時株主総会において、必要な定款変更等についての承認が得られることを条件として、本年５月１日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により導入される「監査等委員会設置会社」へ移行する予定であります。当社子会社である徳島銀行及び香川銀行においても同様に「監査等委員会設置会社」へ移行する予定であり、これによりまして、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	633	626	653	646
連結経常利益	122	96	144	142
連結当期純利益	49	55	78	83
連結包括利益	78	203	73	217
連結純資産額	1,384	1,564	1,631	1,837
連結総資産	26,200	27,420	28,271	29,738

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益	19	13	16	17
受取配当額	15	9	12	12
銀行業を営む子会社	15	9	12	12
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	百万円 1,519	百万円 935	百万円 1,219	百万円 1,226
1株当たり当期純利益	円銭 9.94	円銭 6.19	円銭 8.20	円銭 8.20
総資産	869	869	872	874
銀行業を営む子会社株式等	854	854	854	854
その他の子会社株式等	－	－	0	0

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	1,905人	26人	147人	1,931人	26人	143人

(注)　「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

株式会社徳島銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
徳島県	63	(6)	62	(5)
香川県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
愛媛県	2	(－)	2	(－)
大阪府	6	(－)	6	(－)
兵庫県	4	(－)	4	(－)
東京都	2	(－)	1	(－)
合計	80	(6)	78	(5)

(注) 1．平成26年７月17日付で蒲田支店（東京都大田区）を新設いたしました。
2．平成26年８月18日付で阿南支店フジグラン阿南出張所（徳島県阿南市）を新設いたしました。
3．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を93か所（前年度末97か所）設置しております。

株式会社香川銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
香川県	58	(6)	58	(6)
愛媛県	11	(－)	11	(－)
徳島県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
岡山県	8	(－)	8	(－)
広島県	1	(－)	1	(－)
大阪府	5	(－)	4	(－)
東京都	1	(－)	1	(－)
合計	87	(6)	86	(6)

(注) 1．平成26年12月17日付で大阪城東支店（大阪府大阪市）を新設いたしました。
2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を114か所（前年度末116か所）設置しております。

ロ　リース業

	当年度末	前年度末
	店	店
香川県	1	1
愛媛県	1	1
徳島県	1	1
岡山県	1	1
合計	4	4

(注)　当年度における異動はありません。

ハ　その他

	当年度末	前年度末
	店	店
徳島県	4	4
香川県	4	4
合計	8	8

(注)　当年度における異動はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀　行　業	リ ー ス 業	そ の 他	合　計
設 備 投 資 の 総 額	4,472	13	3	4,490

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事　業　別	会　社　名	内　容	金　額
銀　行　業	株式会社徳島銀行	店舗新築・改修等	3,611
銀　行　業	株式会社香川銀行	店舗新築・改修等	799

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社徳島銀行	徳島県徳島市	銀行業務	昭和11年7月13日	11,036	100.00	－
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	昭和18年2月1日	12,014	100.00	－
トモニシステムサービス株式会社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピューター業務	平成25年4月1日	50	100.00	－
株式会社徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業務	平成２年7月11日	10	100.00	－
香川ビジネスサービス株式会社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業務	昭和62年9月21日	10	100.00	－
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	昭和61年5月24日	100	51.00	－
香川銀コンピューターサービス株式会社	香川県高松市	ソフト開発業務	平成元年2月22日	30	51.66	－
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	平成５年6月15日	60	63.00	－
株式会社徳銀キャピタル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	昭和59年11月６日	30	60.50	－

(注) 1．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
3．連結対象子会社は上記の子会社等９社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社徳島銀行	440百万円	－千株	－%
株式会社香川銀行	440	－	－

(8) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
当社は、平成27年４月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合について、大正銀行及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間で基本合意書を締結することを決議いたしました。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柿内 愼市	代表取締役会長	株式会社徳島銀行代表取締役会長	－
遠山 誠司	代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）	株式会社香川銀行取締役会長(代表取締役)	－
高橋 邦明	取締役常務経営企画部長	株式会社徳島銀行取締役	－
山川 廣一	取締役常務グループ戦略部長	株式会社香川銀行取締役	－
森 真一	取締役常務リスク・コンプライアンス部長	株式会社徳島銀行取締役	－
蒲生 欣史	取締役常務監査部長	株式会社香川銀行取締役	－
吉岡 宏美	取締役	株式会社徳島銀行代表取締役頭取	－
下村 正治	取締役	株式会社香川銀行取締役頭取(代表取締役)	－
大西 俊哉	取締役（社外）	－	－
多田 桂	常勤監査役（社外）	株式会社徳島銀行監査役（社外）	－
井上 哲	監査役（社外）	株式会社香川銀行常勤監査役（社外）	－
眞鍋 勉	監査役	株式会社香川銀行常勤監査役	－
大平 昇	監査役（社外）	－	－

（注） 取締役の大西俊哉氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、監査役の多田 桂、井上 哲及び大平 昇の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、４氏とも東京証券取引所における有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(当事業年度中に退任した役員)

氏名	地位及び担当	退任年月日
原口 英毅	監査役（社外）	平成26年６月27日退任
園部 淳	監査役	平成26年６月27日辞任

（注） 当事業年度中に退任した役員の地位及び担当は、退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　締　役	5	104
監　査　役	3	20
計	8	124

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会において年額１億7,000万円以内（役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額は、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。
4．「報酬等」には、下記のものが含まれております。
・当事業年度において費用処理した役員賞与引当金繰入額　14百万円
取締役４名　14百万円
・当事業年度において費用処理した株式報酬型ストック・オプション報酬額　24百万円
取締役４名　24百万円
5．年度末現在の取締役及び監査役の人員数はそれぞれ９名及び４名でありますが、上記の「支給人数」には、平成26年６月27日開催の第４期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含み、無報酬の取締役４名及び監査役２名並びに平成26年６月27日開催の第４期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおりません。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 西 俊 哉 (取締役)	該当事項はありません。
多 田　　桂 (監査役)	株式会社徳島銀行　監査役（社外）
井 上　　哲 (監査役)	株式会社香川銀行　常勤監査役（社外）
大 平　　昇 (監査役)	該当事項はありません。

(注) 1．社外監査役　多田桂氏が兼職しております株式会社徳島銀行は、当社の子会社であります。
2．社外監査役　井上哲氏が兼職しております株式会社香川銀行は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大西俊哉 （取締役）	平成26年６月～ （９ヶ月）	平成26年６月27日の取締役就任後に開催された取締役会19回（定時18回・臨時１回）のうち19回出席	平成26年６月27日の取締役就任後に開催された取締役会の全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験から、適宜発言を行っております。
多田　桂 （監査役）	平成23年６月～ （３年９ヶ月）	当事業年度に開催された取締役会24回（定時23回・臨時１回）のうち24回出席、監査役会14回のうち14回出席	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、また、監査役会の全てに出席し、取締役の職務執行をモニタリングしております。
井上　哲 （監査役）	平成22年４月～ （５年）	当事業年度に開催された取締役会24回（定時23回・臨時１回）のうち24回出席、監査役会14回のうち13回出席	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、また、監査役会のほとんどに出席し、取締役の職務執行をモニタリングしております。
大平　昇 （監査役）	平成26年６月～ （９ヶ月）	平成26年６月27日の監査役就任後に開催された取締役会19回（定時18回・臨時１回）のうち18回出席、監査役会11回のうち11回出席	平成26年６月27日の監査役就任後に開催された取締役会のほとんどに出席し、また、監査役会の全てに出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験から、適宜発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役である大西俊哉氏及び社外監査役である大平　昇氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	23	15

（注）１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．年度末現在の社外役員の人員数は４名でありますが、上記の「支給人数」には、平成26年６月27日開催の第４期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員１名を含んでおります。また、上記の「支給人数」のうち１名については「当社からの報酬等」は無報酬であり、「当社の親会社等からの報酬等」を受けております。なお、「当社の親会社等からの報酬等」は、当社の子会社からの報酬等であります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　　476,000千株
　　発行済株式の総数　　152,434千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　9,246名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,222 千株	6.06 %
トモニホールディングス従業員持株会	4,986	3.27
日亜化学工業株式会社	3,775	2.48
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,325	2.18
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,107	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	2,593	1.70
日本ハム株式会社	2,556	1.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口・75562口）	2,346	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,253	1.48
東京海上日動火災保険株式会社	2,014	1.32

(注) 1．「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2．「持株比率」は、自己株式（395,675株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5　当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権１個当たり）	行使価額（株式１株当たり）	行使期間
第１回新株予約権	平成23年７月25日	5,460個	普通株式546,000株	318円	1円	平成23年７月26日から平成53年７月25日まで
第２回新株予約権	平成24年７月23日	5,504個	普通株式550,400株	271円	1円	平成24年７月24日から平成54年７月23日まで
第３回新株予約権	平成25年７月24日	5,134個	普通株式513,400株	354円	1円	平成25年７月25日から平成55年７月24日まで
第４回新株予約権	平成26年７月24日	3,780個	普通株式378,000株	386円	1円	平成26年７月25日から平成56年７月24日まで

（注）新株予約権者は、当社及び当社の子会社である株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

（1）事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
第１回新株予約権	448個	普通株式44,800株	２名	448個	－名	－個	－名	－個
第２回新株予約権	851個	普通株式85,100株	４名	851個	－名	－個	－名	－個
第３回新株予約権	796個	普通株式79,600株	４名	796個	－名	－個	－名	－個
第４回新株予約権	592個	普通株式59,200株	４名	592個	－名	－個	－名	－個

（2）事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	使用人		子会社の取締役	
			交付人数	個数	交付人数	個数
第４回新株予約権	3,188個	普通株式318,800株	－名	－個	18名	3,188個

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員　村田　賢治 指定有限責任社員・業務執行社員　後藤　英之 指定有限責任社員・業務執行社員　加藤　信彦	10	－

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、107百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8　業務の適正を確保する体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの経営管理体制

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの経営管理に関するグループ会社管理規程を制定するほか、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項ごとに、経営管理のための方針等を制定し、経営管理体制を整備する。

② グループ経営管理契約の締結

取締役会は、当社が直接的に経営管理する子会社とグループ経営管理契約を締結することなどにより、子会社から適時に業務および財務の状況の報告を受け、子会社の統括的な経営管理を行う。また、当社の子会社以外のグループ会社の経営管理は、子会社を通じて行い、当社は、必要に応じて指導・助言を行う。

③ 財務報告に係る内部統制基本方針の制定

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制基本方針を制定し、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

④ 自己資本管理方針の制定

取締役会は、自己資本の充実により、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営および経営体質の一層の強化を図るため、自己資本管理方針を制定し、管理態勢を構築する。

⑤ グループ内取引等に関する管理

取締役会は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応等を行うとともに、リスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響をおよぼす可能性があることを十分に認識し、グループとして適切な管理を行う。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会の設置

当社は、すべての取締役で組織する取締役会を設置する。取締役会は、毎月１回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

② 法令等遵守体制の整備

取締役会は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項と位置づけ、法令等遵守方針・規程等およびコンプライアンス・マニュアルの制定ならびに周知を通じて、当社グループの役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。

③ グループコンプライアンス委員会の設置

取締役会は、グループコンプライアンス委員会を設置し、グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項について審議する。

④　コンプライアンス統括部署の設置

取締役会は、当社グループのコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導およびその進捗状況を一元的に管理する。

⑤　コンプライアンス・プログラムの策定

取締役会は、事業年度毎に、コンプライアンス態勢の構築を図ることを目的とし、法令等遵守方針および法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定する。

⑥　内部通報者保護規程の制定

取締役会は、内部通報者保護規程を制定し、当社グループの従業員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

⑦　顧客保護等管理方針の制定

取締役会は、顧客の保護および利便性の向上を図るため、当社グループの顧客保護等管理方針を制定し、管理態勢を構築し、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対応および顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

⑧　反社会的勢力に対する基本方針等の制定

取締役会は、反社会的勢力等との関係を遮断するため、当社グループの反社会的勢力に対する基本方針を制定し、反社会的勢力情報管理部署を設置するとともに、反社会的勢力の情報管理に関する規程を制定する。反社会的勢力情報管理部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するとともに、当社グループにおける反社会的勢力との取引を排除するための取組みを行い、研修活動の実施、対応マニュアルの整備および外部専門機関との連携等を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　業務執行に係る会議議事録および情報の保管

取締役会は、文書等の保存に関する規程を制定し、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は、同規程に定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

②　取締役および監査役の文書等の閲覧

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　グループ統合的リスク管理方針等の制定

取締役会は、当社グループの経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、グループ統合的リスク管理方針、グループ統合的リスク管理規程等を制定し、グループ統合的リスク管理を適正に行う。

②　グループリスク管理委員会の設置

取締役会は、グループリスク管理委員会を設置し、グループリスク管理委員会は、各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議する。

③　リスク管理統括部署の設置

取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、リスク管理統括部署は、リスク管理の状況をモニタリングし、各種リスクを統括管理する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営計画の策定

取締役会は、経営方針に基づき、経営計画を策定し、目指すべき姿、達成すべき目標および業務執行の方向性を明確にするとともに、この経営計画に基づく具体的施策として、事業年度毎の方針および重点施策を策定する。

②　経営会議等の設置

取締役会は、経営会議等を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

③　業務分掌規程および職務権限規程の制定

取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、業務分掌規程および職務権限規程を制定する。

(6) 当社グループの業務の適切性・有効性を検証・評価するための内部監査体制

①　内部監査体制の整備

取締役会は、法令等遵守、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保する。

②　内部監査部署の設置

取締役会は、内部監査部門として業務部門から独立した内部監査部署を設置するとともに、内部監査基本方針および内部監査規程を制定する。

③　業務監督機能の補佐

当社および銀行子会社の内部監査担当部署は、当社内部監査担当部署統括のもと、連携・協働により、当社グループ各社の取締役会による業務監督機能を補佐する。

④　監査役および会計監査人との協力関係の構築

当社および銀行子会社の内部監査部署は、必要に応じ監査役および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①　補助者の配置要請

監査役は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助者の配置を求めることができるものとする。

②　補助者の配置

取締役会は、前項の具体的な内容について、監査役会と協議のうえ決定する。

③　監査役の職務補助者の独立性

監査役の職務補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役への報告体制

取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。また、当該報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役会は、必要に応じて取締役会に対して、諸規程の制定その他の社内体制の整備を求めるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の各種会議への出席

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。また、監査役はその他の重要な会議または委員会に出席できる。

② 代表取締役との定期的な意見交換

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社および当社グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題等について意見交換を行う。

③ 会計監査人、子会社の監査役との連携

監査役会は、会計監査人、子会社の監査役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

④ 内部統制部門等との連携

監査役は、コンプライアンス所管部署、リスク管理所管部署その他内部統制機能を所管する社内部署ならびに内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査役による監査機能の強化および監査活動等における実効性の向上を図る。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	105,200	預金	2,660,377
コールローン及び買入手形	120,000	譲渡性預金	41,688
商品有価証券	233	借用金	48,076
金銭の信託	4,479	外国為替	43
有価証券	780,880	その他負債	23,988
貸出金	1,915,374	賞与引当金	325
外国為替	6,995	役員賞与引当金	71
リース債権及びリース投資資産	8,378	退職給付に係る負債	39
その他資産	17,296	睡眠預金払戻損失引当金	391
有形固定資産	30,552	偶発損失引当金	284
建物	7,526	繰延税金負債	6,784
土地	15,966	再評価に係る繰延税金負債	975
リース資産	1,107	支払承諾	7,022
建設仮勘定	4,359	負債の部合計	2,790,070
その他の有形固定資産	1,592	（純資産の部）	
無形固定資産	131	資本金	25,000
ソフトウェア	1	資本剰余金	21,886
リース資産	15	利益剰余金	105,067
その他の無形固定資産	113	自己株式	△971
退職給付に係る資産	1,445	株主資本合計	150,982
繰延税金資産	221	その他有価証券評価差額金	27,656
支払承諾見返	7,022	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△24,388	土地再評価差額金	1,573
		退職給付に係る調整累計額	501
		その他の包括利益累計額合計	29,731
		新株予約権	614
		少数株主持分	2,425
		純資産の部合計	183,753
資産の部合計	2,973,823	負債及び純資産の部合計	2,973,823

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**64,634**
資金運用収益	**45,448**	
貸出金利息	35,974	
有価証券利息配当金	9,277	
コールローン利息及び買入手形利息	43	
買現先利息	3	
預け金利息	120	
その他の受入利息	30	
役務取引等収益	**6,577**	
その他業務収益	**9,257**	
その他経常収益	**3,351**	
償却債権取立益	930	
その他の経常収益	2,420	
経常費用		**50,430**
資金調達費用	**2,121**	
預金利息	1,856	
譲渡性預金利息	76	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	146	
その他の支払利息	41	
役務取引等費用	**3,487**	
その他業務費用	**6,158**	
営業経費	**29,703**	
その他経常費用	**8,959**	
貸倒引当金繰入額	3,899	
その他の経常費用	5,059	
経常利益		**14,203**
特別損失		**293**
固定資産処分損	39	
減損損失	254	
税金等調整前当期純利益		**13,910**
法人税、住民税及び事業税	3,958	
法人税等調整額	1,470	
法人税等合計		**5,428**
少数株主損益調整前当期純利益		**8,481**
少数株主利益		**149**
当期純利益		**8,332**

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	21,887	98,268	△1,192	143,963
会計方針の変更による累積的影響額			△328		△328
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,000	21,887	97,939	△1,192	143,634
当期変動額					
剰余金の配当			△1,194		△1,194
当期純利益			8,332		8,332
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		224	223
土地再評価差額金の取崩			△10		△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	7,127	220	7,347
当期末残高	25,000	21,886	105,067	△971	150,982

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	14,979	△1	1,462	117	16,557	488	2,182	163,192
会計方針の変更による累積的影響額								△328
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,979	△1	1,462	117	16,557	488	2,182	162,863
当期変動額								
剰余金の配当								△1,194
当期純利益								8,332
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								223
土地再評価差額金の取崩								△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,676	0	111	384	13,173	125	243	13,542
当期変動額合計	12,676	0	111	384	13,173	125	243	20,889
当期末残高	27,656	△0	1,573	501	29,731	614	2,425	183,753

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
　子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項
（1）連結される子会社及び子法人等　　９社
会社名
株式会社徳島銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
香川銀コンピューターサービス株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル
（2）非連結の子会社及び子法人等
トモニ６次産業化サポート投資事業有限責任組合
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
２．持分法の適用に関する事項
（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
（2）持分法適用の関連法人等
該当ありません。
（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
トモニ６次産業化サポート投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
（4）持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　　９社

会計処理基準に関する事項

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７年～50年
その他	３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,863百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．賞与引当金の計上基準
　賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7．役員賞与引当金の計上基準
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
　睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
9．偶発損失引当金の計上基準
　偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
10．退職給付に係る会計処理の方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
　過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
　数理計算上の差異：　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
　なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
11．収益及び費用の計上基準
　ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
12．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
13．リース取引の処理方法
(借手側)
　所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸手側)
　所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。
　また、当該リース投資資産については、同会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。
　なお、リース取引開始日に遡及して同会計基準を適用した場合に比べ、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は９百万円多く計上しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
(2) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が639百万円、退職給付に係る負債が130百万円、利益剰余金が328百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ20百万円増加しております。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）
当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年３月26日）を当連結会計年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

追加情報

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成29年11月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は842百万円であります。
② 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
③ 期末株式数は2,346千株であり、期中平均株式数は2,625千株であります。
④ 上記③の期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

未適用の会計基準等

１．企業結合に関する会計基準等（平成25年９月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在未定であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等を除く）　　0百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,829百万円、延滞債権額は41,749百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は117百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,190百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,885百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,091百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	61,182百万円
リース債権及びリース投資資産	53百万円
その他資産	35百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	37,350百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として有価証券45,645百万円及び預け金139百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金516百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、252,948百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが245,435百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第２条第３号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　3,466百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　25,604百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　4,758百万円

12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は16,835百万円であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常費用」には、貸出金償却4,693百万円、株式等償却３百万円及び株式等売却損132百万円を含んでおります。

２．当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額254百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地51百万円及び建物203百万円であります。

用途	種類	場所	金額
稼動資産	旧本店建物	徳島県内	181百万円
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	57百万円
稼動資産	営業用店舗	香川県内	16百万円

銀行業を営む連結される子会社は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	152,434	－	－	152,434	
合　計	152,434	－	－	152,434	
自己株式					
普通株式	3,367	7	632	2,742	(注)
合　計	3,367	7	632	2,742	

(注)　普通株式の自己株式の増加７千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少632千株は単元未満株式の売渡しによる減少０千株、新株予約権の行使による減少64千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少568千株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末	
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	－				614	
合計		－				614	

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	596百万円	4.00円	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月14日取締役会	普通株式	597百万円	4.00円	平成26年９月30日	平成26年12月10日
合計		1,194百万円			

(注)　平成26年６月27日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金11百万円を含めておりません。また、平成26年11月14日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金10百万円を含めておりません。
これは同信託が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年６月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	598百万円	利益剰余金	4.00円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(注)　配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金９百万円を含めておりません。
これは同信託が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等で有価証券により運用しております。

当社グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でグループリスク管理委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にグループリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借用金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行においては、市場リスクのＶａＲを算定しております。当社グループでは、算定したＶａＲがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間１年）を採用しております。平成27年３月31日（当期の連結決算日）現在における市場リスク量は、20,768百万円（うち株式会社徳島銀行8,010百万円、株式会社

香川銀行12,758百万円）であります。なお、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）を参照ください。）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
(1) 現金預け金	105,200	105,200	0
(2) コールローン及び買入手形	120,000	119,997	△2
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	233	233	－
(4) 金銭の信託	4,479	4,479	－
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,489	10,993	503
その他有価証券	762,277	762,277	－
(6) 貸出金	1,915,374		
貸倒引当金（＊１）	△23,305		
	1,892,069	1,905,350	13,281
資産計	2,894,749	2,908,532	13,783
(1) 預金	2,660,377	2,661,525	1,148
(2) 譲渡性預金	41,688	41,706	18
(3) 借用金	48,076	48,181	104
負債計	2,750,142	2,751,413	1,271
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	166	166	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(14)	(14)	－
デリバティブ取引計	151	151	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

新規に同様のコールローン取引を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
①　非上場株式（＊1）（＊2）	6,780
②　組合出資金（＊3）	1,333
合　計	8,113

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について３百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて開示しております。

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100	105	5
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	7,724	7,877	152
	その他	2,414	2,770	356
	小計	10,239	10,754	514
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	250	239	△10
	その他	－	－	－
	小計	250	239	△10
合　計		10,489	10,993	503

3．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	39,295	23,474	15,821
	債券	408,201	400,801	7,400
	国債	178,098	174,165	3,933
	地方債	37,658	36,554	1,104
	短期社債	－	－	－
	社債	192,444	190,081	2,362
	その他	168,272	148,937	19,335
	小計	615,770	573,213	42,557
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,255	2,633	△378
	債券	63,699	63,807	△108
	国債	10,000	10,061	△60
	地方債	1,839	1,840	△1
	短期社債	－	－	－
	社債	51,858	51,905	△46
	その他	80,551	81,450	△898
	小計	146,506	147,891	△1,384
合計		762,277	721,104	41,172

（注）　差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は791百万円（収益）であります。

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,957	1,468	132
債券	26,234	285	1
国債	19,771	250	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	6,462	35	1
その他	48,853	2,059	92
合計	82,045	3,813	227

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、343百万円（うち株式－百万円、その他343百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,479	28

2．満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年３月31日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　　154百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の全取締役　計21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　546,000株
付与日	平成23年７月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年７月26日から平成53年７月25日まで

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の全取締役　計21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　550,400株
付与日	平成24年７月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年７月24日から平成54年７月23日まで

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の全取締役　計22名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　513,400株
付与日	平成25年７月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年７月25日から平成55年７月24日まで

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の取締役　計22名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　378,000株
付与日	平成26年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年７月25日から平成56年７月24日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	501,200	550,400	513,400	－
付与	－	－	－	378,000
失効	－	－	－	－
権利確定	22,400	22,400	19,900	－
未確定残	478,800	528,000	493,500	378,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
権利確定	22,400	22,400	19,900	－
権利行使	22,400	22,400	19,900	－
失効	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－

② 単価情報

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格	１株当たり　1円	１株当たり　1円	１株当たり　1円	１株当たり　1円
行使時平均株価	１株当たり　449円	１株当たり　449円	１株当たり　449円	－
付与日における公正な評価単価	１株当たり　317円	１株当たり　270円	１株当たり　353円	１株当たり　385円

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性　（注１）	35.4%
予想残存期間　（注２）	5.3年
予想配当　（注３）	１株当たり　8円
無リスク利子率　（注４）	0.16%

(注) 1．平成22年３月29日の週から平成26年７月14日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
2．就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
3．平成26年３月期の配当実績
4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産は13百万円、繰延税金負債は768百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は1,297百万円、退職給付に係る調整累計額は24百万円、法人税等調整額は566万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は101百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,207円23銭
１株当たりの当期純利益金額	55円77銭
潜在株式調整後１株当たりの当期純利益金額	55円13銭

（重要な後発事象）

当社は、平成27年４月10日に開催した取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といい、当社と総称して「両社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合（以下「本株式交換」という。）について、大正銀行及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間で基本合意書を締結することを決議し、同日締結いたしました。

１．本株式交換の目的

本株式交換を行うことで、両社がそれぞれの経営・事業ノウハウの共有等を実施することにより、新グループとして収益力強化及び企業価値向上を図り、地域金融システムの安定化と地域経済の発展に貢献していくことを目的としております。

２．本株式交換の方法及び内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第３項の規定に基づき株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、大正銀行については、平成27年12月開催予定の臨時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえで行われる予定です。但し、今後、経営統合に向けて協議・検討を進めていく中で、日程又は統合形態等が変更される場合があります。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換における株式交換比率は、今後実施するデューディリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて株式交換契約締結までに決定いたします。

３．本株式交換のスケジュール

平成27年４月10日	基本合意書締結
平成27年９月（予定）	経営統合に関する最終契約締結（株式交換契約を含む）
平成27年12月（予定）	大正銀行臨時株主総会（株式交換契約の承認の決議）
平成28年４月１日（予定）	効力発生日

4．大正銀行の概要

（平成26年９月末時点）

設立年月日	昭和33年10月1日
本店所在地	大阪市中央区今橋2丁目5番8号
代表者	取締役社長　吉田 雅昭
資本金	2,689百万円
発行済株式総数	24,352千株
総資産（単体）	450,450百万円
純資産（単体）	19,019百万円
預金等残高（単体）	410,500百万円
貸出金残高（単体）	351,438百万円
決算期	3月31日
従業員数	352人
店舗数	26店舗

第５期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,800**	**流動負債**	**438**
現金及び預金	1,037	１年以内返済予定の関係会社長期借入金	260
前払費用	5	未払金	49
繰延税金資産	3	未払費用	5
その他	753	未払法人税等	11
固定資産	**85,611**	預り金	93
有形固定資産	**13**	賞与引当金	4
建物	10	役員賞与引当金	14
車輌運搬具	1	**固定負債**	**642**
工具器具備品	1	関係会社長期借入金	620
投資その他の資産	**85,597**	長期未払金	22
関係会社株式	85,557	**負債の部合計**	**1,080**
繰延税金資産	37	**（純資産の部）**	
その他	2	**株主資本**	**85,717**
		資本金	**25,000**
		資本剰余金	**60,358**
		資本準備金	6,250
		その他資本剰余金	54,108
		利益剰余金	**1,330**
		その他利益剰余金	1,330
		繰越利益剰余金	1,330
		自己株式	**△971**
		新株予約権	**614**
		純資産の部合計	**86,331**
資産の部合計	**87,412**	**負債及び純資産の部合計**	**87,412**

第５期　（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）　損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,712**
関係会社受取配当金	1,222	
関係会社受入手数料	490	
営業費用		**454**
販売費及び一般管理費	454	
営業利益		**1,258**
営業外収益		**0**
受取利息	0	
雑収入	0	
営業外費用		**12**
支払利息	11	
その他	0	
経常利益		**1,246**
税引前当期純利益		**1,246**
法人税、住民税及び事業税	**24**	
法人税等調整額	**△3**	
法人税等合計		**20**
当期純利益		**1,226**

第５期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	25,000	6,250	54,109	60,359	1,297	1,297	△1,192	85,465
当期変動額								
剰余金の配当					△1,194	△1,194		△1,194
当期純利益					1,226	1,226		1,226
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分			△0	△0			224	223
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△0	△0	32	32	220	252
当期末残高	25,000	6,250	54,108	60,358	1,330	1,330	△971	85,717

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	488	85,953
当期変動額		
剰余金の配当		△1,194
当期純利益		1,226
自己株式の取得		△3
自己株式の処分		223
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	125
当期変動額合計	125	377
当期末残高	614	86,331

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～18年

その他　　5 年～10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年３月26日）を当事業年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

追加情報

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成29年11月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は842百万円であります。
② 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
③ 期末株式数は2,346千株であり、期中平均株式数は2,625千株であります。
④ 上記③の期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額		25百万円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
金銭債権	預金	878百万円
	未収入金	518百万円
	未収収益	0百万円
金銭債務	長期借入金	880百万円
	未払費用	3百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,712百万円
営業費用	6百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	0百万円
支払利息	11百万円

（株主資本等変動計算書関係）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,367	7	632	2,742	(注)
合計	3,367	7	632	2,742	

(注)　普通株式の自己株式の増加７千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少632千株は単元未満株式の売渡しによる減少０千株、新株予約権の行使による減少64千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少568千株であります。

（税効果会計関係）
1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却費	1百万円
未払事業税	1百万円
長期未払金	7百万円
新株予約権	28百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	40百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産は４百万円減少し、法人税等調整額は４百万円増加しております。

（関連当事者との取引関係）
1．親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社徳島銀行	所有 直接100％ 被所有 直接 －％	経営管理 役員の兼任	経営管理料の受取	245	－	－
	株式会社香川銀行	所有 直接100％ 被所有 直接 －％	経営管理 役員の兼任	経営管理料の受取	245	－	－

3．兄弟会社等
該当ありません。
4．役員及び個人主要株主等
該当ありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	572円62銭
１株当たりの当期純利益金額	8円20銭
潜在株式調整後１株当たりの当期純利益金額	8円11銭

（重要な後発事象）
当社は、平成27年４月10日に開催した取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といい、当社と総称して「両社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合（以下「本株式交換」という。）について、大正銀行及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間で基本合意書を締結することを決議し、同日締結いたしました。
1．本株式交換の目的
本株式交換を行うことで、両社がそれぞれの経営・事業ノウハウの共有等を実施することにより、新グループとして収益力強化及び企業価値向上を図り、地域金融システムの安定化と地域経済の発展に貢献していくことを目的としております。

2．本株式交換の方法及び内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第３項の規定に基づき株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、大正銀行については、平成27年12月開催予定の臨時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえで行われる予定です。但し、今後、経営統合に向けて協議・検討を進めていく中で、日程又は統合形態等が変更される場合があります。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換における株式交換比率は、今後実施するデューディリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて株式交換契約締結までに決定いたします。

3．本株式交換のスケジュール

平成27年４月10日	基本合意書締結
平成27年９月（予定）	経営統合に関する最終契約締結（株式交換契約を含む）
平成27年12月（予定）	大正銀行臨時株主総会（株式交換契約の承認の決議）
平成28年４月１日（予定）	効力発生日

4．大正銀行の概要

（平成26年９月末時点）

設立年月日	昭和33年10月1日
本店所在地	大阪市中央区今橋2丁目5番8号
代表者	取締役社長　吉田 雅昭
資本金	2,689百万円
発行済株式総数	24,352千株
総資産（単体）	450,450百万円
純資産（単体）	19,019百万円
預金等残高（単体）	410,500百万円
貸出金残高（単体）	351,438百万円
決算期	3月31日
従業員数	352人
店舗数	26店舗

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　田　賢　治㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　田　賢　治㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

トモニホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　多　田　　桂　㊞

監査役(社外監査役)　井　上　　哲　㊞

監　査　役　　眞　鍋　　勉　㊞

監査役(社外監査役)　大　平　　昇　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第５期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、608,156,852円となります。

なお、中間配当金として４円をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は１株当たり８円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」という。）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、当該移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。また、監査等委員会設置会社への移行に伴うガバナンス体制の見直しの一環として、役付取締役の変更・追加を行うこととし、定款の一部を変更するものであります。

(2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記の各変更に伴い、条数の変更等を行うほか、現行定款を全面的に見直し、項番号及び表現の一部変更等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	（削除）
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第９条　（条文省略）	第６条～第９条　（現行どおり）
（単元未満株式の買増し）	（単元未満株式の買増し）
第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。	第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。
②　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。	2　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第14条　（条文省略）	第13条～第14条　（現行どおり）
（招集権者および議長）	（招集権者および議長）
第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②　取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2　取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により<u>予め</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第16条　（条文省略）	第16条　（現行どおり）
（決議の方法）	（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）
第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。	第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、12名以内とする。	第19条　当会社の取締役は、20名以内とする。
（新設）	2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（現行定款第25条から移設）	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
第22条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集者および議長）	（取締役会の招集者および議長）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
②　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	2　取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	3　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役）	
第25条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（変更案第22条に移設）
②　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役専務および取締役常務を選定することができる。	
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会規程） 第29条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。
（監査役の員数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の選任）	
第29条　監査役は、株主総会において選任する。	（削除）
②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期）	
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の補欠監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（監査役会規程）	
第31条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役会の招集）	
第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（常勤の監査役）	
第33条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の報酬等）	
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（社外監査役の責任限定契約） 第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第36条　（条文省略）	第32条　（現行どおり）
（会計監査人の任期）	（会計監査人の任期）
第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第33条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第７章　計算	第７章　計算
第38条～第40条　（条文省略）	第34条～第36条　（現行どおり）
（配当金の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第37条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
②　未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。	2　未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。また、取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	柿内愼市（かきうちしんいち） （昭和19年10月29日生）	昭和42年４月　㈱徳島銀行入行 平成３年６月　同行取締役人事部長兼総合企画部付部長兼秘書室長 平成５年３月　同行代表取締役常務人事部長 平成９年６月　同行代表取締役専務人事部長 平成10年６月　同行代表取締役専務 平成11年４月　同行代表取締役専務総合企画本部長 平成15年６月　同行代表取締役頭取 平成22年４月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者） 平成23年６月　㈱徳島銀行代表取締役会長（現任） 平成25年６月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行代表取締役会長	100,332株
2	遠山誠司（とおやませいじ） （昭和22年３月30日生）	昭和45年４月　㈱香川銀行入行 平成７年６月　同行取締役松山支店長 平成10年８月　同行常務取締役営業店統轄本部長 平成14年６月　同行専務取締役（代表取締役）総合企画本部長 平成15年４月　同行取締役頭取（代表取締役）コンプライアンス統括部担当 平成17年６月　同行取締役頭取（代表取締役）業務監査部担当 平成18年７月　同行取締役頭取（代表取締役） 平成22年４月　当社代表取締役会長 平成24年６月　㈱香川銀行取締役会長（代表取締役）（現任） 平成25年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役会長（代表取締役）	36,500株
3	高橋邦明（たかはしくにあき） （昭和26年３月12日生）	昭和49年４月　㈱香川銀行入行 平成17年６月　同行取締役市場金融部長 平成17年７月　同行取締役総合企画部長 平成19年４月　同行取締役総合企画部長兼秘書室長 平成19年６月　同行常務取締役総合企画部・市場金融部担当兼総合企画部長兼秘書室長 平成20年６月　同行常務取締役融資部・融資管理部・市場金融部担当 平成21年４月　同行常務取締役管理副本部長（経営統合担当） 平成22年２月　同行常務取締役管理副本部長兼持株会社設立準備担当 平成22年４月　同行取締役 当社取締役常務経営企画部長（現任） 平成22年６月　㈱徳島銀行取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行取締役	27,700株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	山川廣一 （昭和29年10月12日生）	昭和53年４月　㈱徳島銀行入行 平成19年６月　同行執行役員リスク統括部長 平成20年６月　同行取締役執行役員リスク統括部長 平成21年２月　同行取締役執行役員総合企画本部副本部長 平成21年６月　同行取締役常務執行役員総合企画本部副本部長 平成22年２月　同行取締役常務執行役員 平成22年４月　同行取締役 当社取締役常務グループ戦略部長（現任） 平成22年６月　㈱香川銀行取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役	14,900株
5	森真一 （昭和32年５月９日生）	昭和55年４月　㈱徳島銀行入行 平成16年６月　同行取締役本店営業部長 平成18年６月　同行取締役常務執行役員営業本部長 平成19年６月　同行取締役常務執行役員営業本部長兼法人営業部長 平成21年２月　同行取締役常務執行役員営業本部長 平成22年２月　同行取締役常務執行役員管理本部長兼事務部長 平成22年５月　同行取締役常務執行役員管理本部長 平成23年６月　同行取締役常務執行役員リスク統括本部長 平成24年６月　同行取締役（現任） 当社取締役常務リスク・コンプライアンス部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行取締役	20,154株
6	蒲生欣史 （昭和32年12月18日生）	昭和55年４月　㈱香川銀行入行 平成20年６月　同行取締役経営戦略部長 平成21年４月　同行取締役融資部長 平成23年８月　同行取締役業務監査部長 平成24年６月　同行取締役（現任） 当社取締役監査部長 平成25年６月　当社取締役常務監査部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役	16,300株
7	吉岡宏美 （昭和27年11月３日生）	昭和51年４月　㈱徳島銀行入行 平成13年６月　同行取締役営業企画部長 平成15年６月　同行常務取締役総合企画本部長兼企画部長 平成18年６月　同行代表取締役専務総合企画本部長兼企画部長 平成21年２月　同行代表取締役専務総合企画本部長 平成22年２月　同行代表取締役専務 平成22年４月　当社取締役（現任） 平成23年６月　㈱徳島銀行代表取締役頭取（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行代表取締役頭取	39,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	下村正治（しもむらまさはる） （昭和24年９月１日生）	昭和47年４月　㈱香川銀行入行 平成15年６月　同行取締役総合企画部長 平成17年２月　同行常務取締役総合企画部長 平成17年７月　同行常務取締役総合企画部・総務部・事務システム部担当 平成18年６月　同行専務取締役（代表取締役）総合企画部・総務部・事務システム部担当 平成19年６月　同行専務取締役（代表取締役）融資部・融資管理部・事業サポート部・経営戦略部・事務システム部担当 平成20年６月　同行専務取締役（代表取締役）経営戦略部・事務システム部担当 平成21年４月　同行専務取締役（代表取締役）融資本部長 平成22年４月　当社取締役（現任） 平成24年６月　㈱香川銀行取締役頭取（代表取締役）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役頭取（代表取締役）	44,300株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	多田（ただ）　桂（かつら） （昭和29年３月21日生）	昭和53年４月　大蔵省四国財務局入局 平成12年７月　四国財務局徳島財務事務所総務課長 平成14年７月　四国財務局管財部統括国有財産管理官 平成15年７月　四国財務局総務部経済調査課長 平成16年７月　四国財務局理財部主計課長 平成18年７月　四国財務局総務部総務課長 平成21年７月　関東財務局水戸財務事務所長 平成22年７月　北陸財務局管財部長 平成23年５月　四国財務局退職 平成23年６月　㈱徳島銀行監査役（現任） 当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行監査役	2,000株
2	大西（おおにし）　俊哉（としや） （昭和27年８月22日生）	昭和50年10月　公認会計士二次試験合格 昭和51年４月　監査法人太田哲三事務所（現　新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年３月　公認会計士登録 平成元年７月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）　高松事務所 平成３年７月　同　社員（現　パートナー）就任 平成12年７月　同　高松事務所長 平成24年６月　同　退所 平成24年７月　㈱香川銀行監査役 平成26年６月　同行退任 当社取締役（現任）	－株
3	大平（おおひら）　昇（のぼる） （昭和34年11月26日生）	昭和61年11月　司法試験合格 昭和62年４月　最高裁判所司法研修所 平成元年４月　弁護士登録 平成７年４月　香川県弁護士会副会長 平成22年４月　香川県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成23年４月　四国弁護士会連合会常務理事 平成26年６月　当社監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．多田　桂、大西俊哉及び大平　昇の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、社外取締役候補者の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

３．社外取締役候補者の選任理由について

(1) 多田　桂氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年四国財務局等において、銀行をはじめとする金融機関の検査・監督に従事された経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

(2) 大西俊哉氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年公認会計士として各企業を監査してきており、企業経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
　なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
(3) 大平　昇氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
　なお、同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

４．当社は、大西俊哉氏、大平　昇氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
田中（たなか）　健治（けんじ） (昭和25年８月２日生)	昭和48年４月　㈱香川銀行入行 平成20年４月　同行業務監査部長 平成22年４月　香川ビジネスサービス㈱代表取締役社長（現任） 平成27年６月　同社顧問（予定）	9,600株

(注)　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会において年額１億7,000万円以内（役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、株式会社大正銀行との経営統合や経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間の年額5,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなります。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額に関する定めを廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第６号議案としてご承認をお願いする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年間に年額7,000万円以内の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

なお、ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権を割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。なお、各取締役に対する具体的な支給時期及び配分につきましては、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、第２号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の経営責任を明確にし、株主と親和性が高い役員報酬制度とすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

２．新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数	各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内に発行する新株予約権の総数は、2,000個を上限といたします。
目的となる株式の種類及び数	新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、100株といたします。従いまして、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の株は、200,000株を上限といたします。

なお、本議案の決議の日（以下「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日の株価及び行使価額等を用いたブラック・ショールズモデルにより算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日といたします。

(5) 権利行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社及び当社の子会社である株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件につきましては、当社取締役会において決定するものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他の新株予約権の内容等

上記(1)から(6)までの細目及びその他の新株予約権の内容等につきましては、当社取締役会において決定するものといたします。

（ご参考）

当社は本総会終結の時以降、上記と同内容の新株予約権を、当社の子会社である株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間

（香川県高松市木太町2191番地１）
電話（087）831－1511（代表）

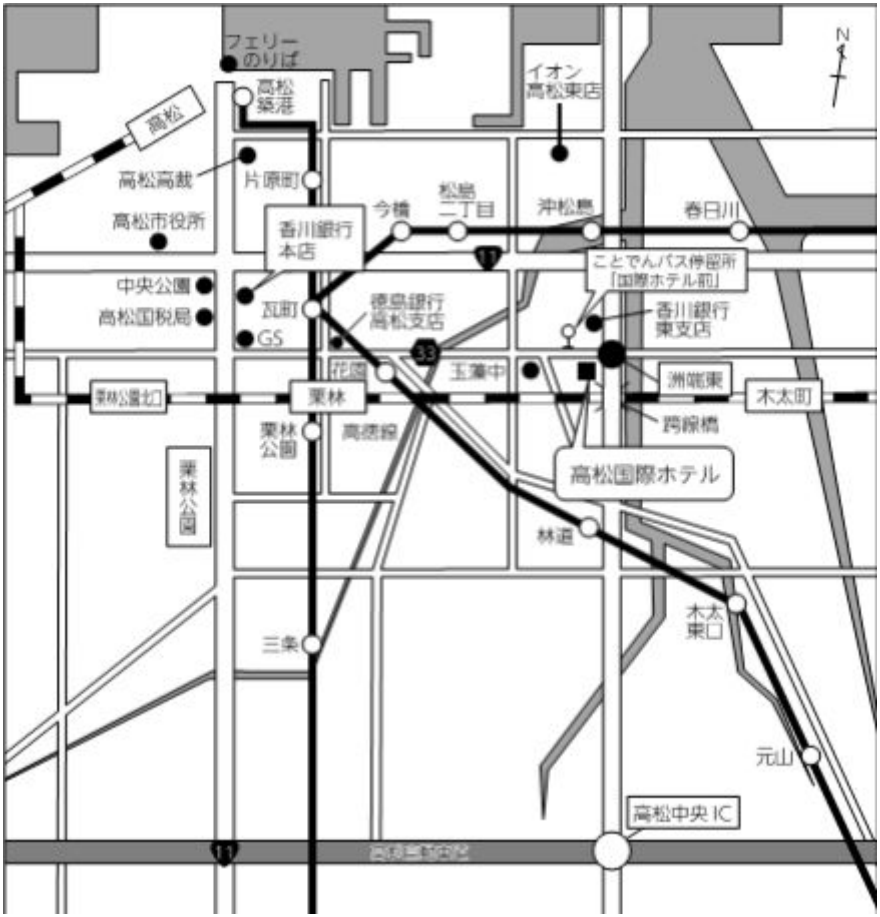

ＪＲ高松駅から
●タクシー　約15分
●路線バス　約20分

ことでん瓦町駅から
●タクシー　約10分
●路線バス　約10分

高速道路から
●高松自動車道「高松中央ＩＣ」より約10分